

業 務 瓦 版

2013年 10月 7日

第 20 号

J R 東海 労新 幹線 地本
業 務 部

「東京仕業検査車両所における 労働災害発生に関する」申し入れ

新幹線地本は2013年10月7日、申5号で『東京仕業検査車両所における労働災害発生に関する申し入れ』を行いました。

これは、2013年9月16日、17時51分頃、東京仕業検査車両所第二検修庫2番線1号車付近で、SMT社員がサービスデッキの階段から転落し受傷するという労働災害が発生したことについて、真の原因究明と再発防止の観点から申し入れたものです。

申し入れ内容は以下の通りです。

「東京仕業検査車両所における労働災害発生」に関する申し入れ

2013年9月16日、17時51分頃、東京仕業検査車両所第二検修庫2番線1号車付近で、SMT社員がサービスデッキの階段から転落し受傷するという労働災害が発生した。平成25年9月30日付けの「労災情報21号」によると、原因は「手摺を掴んでいなかったため（推定）」としている。

また、この労働災害について東京仕業検査車両所桐村所長は、所長掲示や安全衛生委員会の中で、手摺を掴まなかったのが原因と断定する発言を行っている。このような所長の発言は安全対策部が推定としている「原因」が、あたかも全ての責任が本人の過失であるかのように断定しており、このことは真の原因究明にはほど遠い姿勢であるといえる。第二検修庫1, 2番線サービスデッキ階段は、以前から危険であると指摘されていた箇所であり、抜本的対策が必要であると認識する。よって、労働災害の再発防止と安全の確保のために以下について申し入れるので早急に協議の場を設けて誠意ある回答をすること。

記

- 1、今回の労働災害の経緯について明らかにすること。
- 2、今回の労働災害の原因と対策について明らかにすること。

3. 手摺を掴まなかったのが原因とするならば、階段そのものには問題はなかったということになる。しかし、労働災害が発生した当該階段を使用停止にしているということは階段自体に問題があったと認識するが会社や安全衛生委員会の認識について明らかにすること。
4. 現在使用禁止にしている当該階段は以前から危険とみられていた階段であり、手すりが必要であるなどの声が職場であがっていたにも拘らず対策されていなかった。この事について認識を明らかにすること。
5. 第二検修庫の3, 4番線および5, 6番線のサービスデッキ大坂方階段についてはSMTは使用禁止とされているが、理由について明らかにすること。
6. 東京仕業検査車両所桐村所長が所長掲示や安全衛生委員会で、安全対策部が推定としている原因について、断定的に表現したことの目的を明らかにすること。
7. 東京仕業検査車両所長は検修庫の安全管理の最高責任者であり、労働災害についてはソフト面、ハード面から検討すべきところを、単に受傷した本人のみに原因があるかのように認識しているのでは問題である。見解を明らかにすること。
8. 第二検修庫1, 2番線を使用禁止とし、安全確保の抜本的対策をすること。
9. 第一検修庫及び第二検修庫の全てのサービスデッキ階段はレール側に手すりを新設すること。

以 上

***私たち新幹線地本は職場の組合員・社員の声をもとに、安全で働きやすい労働条件および職場環境の改善に向けて、今後も会社に申し入れを行い問題解決に向け協議していきます。問題点や要望事項等があればJR 東海労新幹線地本までお知らせ下さい。**